

○射水市小杉文化ホール条例

平成17年11月1日

条例第116号

改正 平成18年3月22日条例第35号

平成26年3月20日条例第2号

平成27年3月17日条例第29号

平成28年9月16日条例第47号

平成30年12月21日条例第35号

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図るため、文化ホールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小杉文化ホール	射水市戸破1500番地

(施設)

第3条 第1条の設置目的を達成するため、小杉文化ホール(以下「ホール」という。)に次に掲げる施設を置く。

- (1) ひびきホール
- (2) まどかホール
- (3) 研修室
- (4) 練習室
- (5) ホワイエ
- (6) アトリウム
- (7) 展示コーナー

(休館日)

第4条 ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たる場合は、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 ホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、ホールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) ホールの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にホールを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、ホールの使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器

具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、ホールの使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、ホールの使用が終了したとき、又は第13条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ホールの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第18条 使用者又は入場者は、ホールの使用又は入場に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(企画運営委員会等)

第19条 市長は、ホールの円滑な運営を図ることを目的として、企画運営委員会を設置することができる。また、必要に応じて企画アドバイザーを委嘱することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にホールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 前条の規定により指定管理者にホールの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) ホールの使用の許可に関する業務
- (3) ホールの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホールの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第7条まで、第12条、第13条、第17条及び第19条の規定の適用については、第4条及び第5条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第12条、第17条及び第19条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の規定中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にホールの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第23条 第20条の規定により指定管理者にホールの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第10条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、ホールの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小杉町文化ホール設置条例(平成4年小杉町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第9条及び別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市小杉文化ホール条例第21条の規定により、ホールの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がホールの管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお

従前の例による。

(1)から(13)まで 略

(14) 第26条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項及び第2項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(5)まで 略

(6) 第6条の規定による改正前の射水市小杉文化ホール条例の規定 第6条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 第4条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第8条の規定

別表(第8条関係)

1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間に つき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午後1時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	
ひびき ホール	平日	円 21,630	円 43,260	円 63,450	円 53,350	円 94,090	円 107,790	円 10,820
	土曜 日・日曜 日・休日	24,870	49,750	72,970	61,350	108,200	123,960	12,440
まどか ホール	平日	12,630	25,260	37,050	31,150	54,940	62,940	6,320
	土曜 日・日曜 日・休日	14,520	29,050	42,610	35,820	63,180	72,380	7,260
楽屋1		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋2		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋3		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
楽屋4		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350
ホワイエ		3,900	5,200	7,540	5,200	7,930	9,490	1,300
展示コーナー		1,950	2,600	3,790	2,600	3,990	4,790	650

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」とい

う。)をもって使用するときのホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

3 ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 研修室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金(1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
研修室1	円 3,900	円 5,200	円 5,850	円 6,500	円 7,150	円 7,540	円 7,930	円 8,320	円 8,710	円 9,100	円 9,490	円 1,300
研修室2	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
研修室3	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020
練習室1	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650
練習室2	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650

備考

1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額